

省令が定める基準の内容	省令の条項																								
<p>1. 人員に関する基準</p>																									
<p>◆ 従業者の員数</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <table border="1" data-bbox="268 524 935 1747"> <tr> <td data-bbox="268 524 496 584"> <p>▶ 医師</p> </td> <td data-bbox="496 524 935 584"> <p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 584 496 674"> <p>▶ 生活相談員</p> </td> <td data-bbox="496 584 935 674"> <p>・入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ・常勤の者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 674 496 1263"> <p>▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)</p> </td> <td data-bbox="496 674 935 1263"> <p>・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに一以上 ・看護職員のうち、1人以上は、常勤の者</p> <table border="1" data-bbox="504 819 919 1209"> <thead> <tr> <th>入所者数</th> <th>看護職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30を超えない</td> <td>常勤換算方法で、1以上</td> </tr> <tr> <td>30を超えて50を超えない</td> <td>常勤換算方法で、2以上</td> </tr> <tr> <td>50を超えて130を超えない</td> <td>常勤換算方法で、3以上</td> </tr> <tr> <td>130を超える</td> <td>常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1263 496 1301"> <p>▶ 栄養士</p> </td> <td data-bbox="496 1263 935 1301"> <p>1以上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1301 496 1480"> <p>▶ 機能訓練指導員</p> </td> <td data-bbox="496 1301 935 1480"> <p>・1以上 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者 ・当該介護老人福祉施設の他の職務に従事可</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1480 496 1626"> <p>▶ 介護支援専門員</p> </td> <td data-bbox="496 1480 935 1626"> <p>・1以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする) ・専らその職務に従事する常勤の者、ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人福祉施設の他の職務に従事可</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1626 496 1747"> <p>▶ サービス提供責任者</p> </td> <td data-bbox="496 1626 935 1747"> <p>常勤の訪問介護員等(介護福祉士又は所定の養成研修修了者であるものに限る)のうちから、利用者40人又はその端数を増すごとに、原則として1人以上を選任</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="248 1778 935 2063"> ・上記の入所者数は、前年度の平均値。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数 ・上記の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数・の総数を当該介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法 ・従業者は、専ら当該介護老人福祉施設の職務に従事する者。ただし、介護老人福祉施設(ユニット型介護老人福祉施設を除く。)及びユニット型介護老人福祉施設を併設する場合又は介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 </p>	<p>▶ 医師</p>	<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p>	<p>▶ 生活相談員</p>	<p>・入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ・常勤の者</p>	<p>▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)</p>	<p>・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに一以上 ・看護職員のうち、1人以上は、常勤の者</p> <table border="1" data-bbox="504 819 919 1209"> <thead> <tr> <th>入所者数</th> <th>看護職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30を超えない</td> <td>常勤換算方法で、1以上</td> </tr> <tr> <td>30を超えて50を超えない</td> <td>常勤換算方法で、2以上</td> </tr> <tr> <td>50を超えて130を超えない</td> <td>常勤換算方法で、3以上</td> </tr> <tr> <td>130を超える</td> <td>常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> </tr> </tbody> </table>	入所者数	看護職員の数	30を超えない	常勤換算方法で、1以上	30を超えて50を超えない	常勤換算方法で、2以上	50を超えて130を超えない	常勤換算方法で、3以上	130を超える	常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	<p>▶ 栄養士</p>	<p>1以上</p>	<p>▶ 機能訓練指導員</p>	<p>・1以上 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者 ・当該介護老人福祉施設の他の職務に従事可</p>	<p>▶ 介護支援専門員</p>	<p>・1以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする) ・専らその職務に従事する常勤の者、ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人福祉施設の他の職務に従事可</p>	<p>▶ サービス提供責任者</p>	<p>常勤の訪問介護員等(介護福祉士又は所定の養成研修修了者であるものに限る)のうちから、利用者40人又はその端数を増すごとに、原則として1人以上を選任</p>	<p>第2条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
<p>▶ 医師</p>	<p>入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p>																								
<p>▶ 生活相談員</p>	<p>・入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上 ・常勤の者</p>																								
<p>▶ 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)</p>	<p>・介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに一以上 ・看護職員のうち、1人以上は、常勤の者</p> <table border="1" data-bbox="504 819 919 1209"> <thead> <tr> <th>入所者数</th> <th>看護職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30を超えない</td> <td>常勤換算方法で、1以上</td> </tr> <tr> <td>30を超えて50を超えない</td> <td>常勤換算方法で、2以上</td> </tr> <tr> <td>50を超えて130を超えない</td> <td>常勤換算方法で、3以上</td> </tr> <tr> <td>130を超える</td> <td>常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</td> </tr> </tbody> </table>	入所者数	看護職員の数	30を超えない	常勤換算方法で、1以上	30を超えて50を超えない	常勤換算方法で、2以上	50を超えて130を超えない	常勤換算方法で、3以上	130を超える	常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上														
入所者数	看護職員の数																								
30を超えない	常勤換算方法で、1以上																								
30を超えて50を超えない	常勤換算方法で、2以上																								
50を超えて130を超えない	常勤換算方法で、3以上																								
130を超える	常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上																								
<p>▶ 栄養士</p>	<p>1以上</p>																								
<p>▶ 機能訓練指導員</p>	<p>・1以上 ・日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者 ・当該介護老人福祉施設の他の職務に従事可</p>																								
<p>▶ 介護支援専門員</p>	<p>・1以上(入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする) ・専らその職務に従事する常勤の者、ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人福祉施設の他の職務に従事可</p>																								
<p>▶ サービス提供責任者</p>	<p>常勤の訪問介護員等(介護福祉士又は所定の養成研修修了者であるものに限る)のうちから、利用者40人又はその端数を増すごとに、原則として1人以上を選任</p>																								

従
う
べ
き
基
準

省令が定める基準の内容	省令の条項
<p>・医師及び介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出</p>	
<p>2. 設備に関する基準</p> <p>◆ 居室の床面積 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 入所者1人当たり 10.65平方メートル以上</p>	<p>第3条第1項第1号ロ 第40条第1項第1号イ(3)(i)</p>
<p>3. 運営に関する基準</p> <p>◆ サービス内容・手続の説明と同意 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ること</p>	<p>第4条第1項 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
<p>◆ 提供拒否の禁止 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないこと</p>	<p>第4条の2 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
<p>◆ 身体拘束等の制限 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと</p> <p>▶ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること</p>	<p>第11条第4項・第5項 第42条第6項・第7項</p>
<p>◆ 介護 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させること</p> <p>▶ 入所者に対し、その負担により、当該介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないこと</p>	<p>第13条第7項・第8項 第43条第8項・第9項</p>
<p>◆ 入所者の入院期間中の取扱い 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにすること</p>	<p>第19条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>

従
う
べ
き
基
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項					
従 う べ き 基 準	<p>◆ 管理者による管理</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 管理者は、専ら当該介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事すること可</p>	<p>第21条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>					
	<p>◆ 秘密保持等</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないこと</p> <p>▶ 介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること</p> <p>▶ 介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておくこと</p>	<p>第30条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>					
	<p>◆ 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備 ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備 ・事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと <p>▶ 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること</p> <p>▶ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること</p> <p>▶ 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと</p>	<p>第35条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>					
	<p>◆ 勤務体制の確保</p> <p>〔 ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、職員配置を行うこと</p> <p>▶ 当該施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供。ただし、入居者に対する介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="268 1733 935 1928"> <tr> <td data-bbox="268 1733 491 1794">▶ 昼間</td> <td data-bbox="491 1733 935 1794">ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1794 491 1883">▶ 夜間及び深夜</td> <td data-bbox="491 1794 935 1883">2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1883 491 1928">▶ ユニットごと</td> <td data-bbox="491 1883 935 1928">常勤のユニットリーダーを配置</td> </tr> </table>	▶ 昼間	ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置	▶ 夜間及び深夜	2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置	▶ ユニットごと	常勤のユニットリーダーを配置
▶ 昼間	ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置						
▶ 夜間及び深夜	2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置						
▶ ユニットごと	常勤のユニットリーダーを配置						

省令が定める基準の内容		省令の条項																		
参 酌 す べ き 基 準	4. 基本方針																			
	<p>◆ 基本方針</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第1条の2 第39条																		
	5. 設備に関する基準																			
	<p>◆ サービス提供に必要な設備</p> <p style="text-align: center;">介護老人福祉施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">▶ 居室</td> <td style="padding: 5px;">・1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 静養室</td> <td style="padding: 5px;">介護職員室又は看護職員室に近接して設けること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 浴室</td> <td style="padding: 5px;">要介護者が入浴するのに適したものとすること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 洗面設備</td> <td style="padding: 5px;">居室のある階ごとに設けること ・要介護者が使用するのに適したものとすること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 便所</td> <td style="padding: 5px;">・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 医務室</td> <td style="padding: 5px;">・診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 食堂及び機能訓練室</td> <td style="padding: 5px;">・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすること可 ・必要な備品を備えること</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ 廊下幅</td> <td style="padding: 5px;">・1.8メートル以上。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">▶ その他</td> <td style="padding: 5px;">・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること ・設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するもの。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</td> </tr> </table>	▶ 居室	・1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること	▶ 静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けること	▶ 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること	▶ 洗面設備	居室のある階ごとに設けること ・要介護者が使用するのに適したものとすること	▶ 便所	・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること	▶ 医務室	・診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること	▶ 食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすること可 ・必要な備品を備えること	▶ 廊下幅	・1.8メートル以上。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上	▶ その他	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること ・設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するもの。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	第3条(第1項第1号ロを除く。) 第40条(第1項第1号イ(3)(i)を除く。)
▶ 居室	・1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること																			
▶ 静養室	介護職員室又は看護職員室に近接して設けること																			
▶ 浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること																			
▶ 洗面設備	居室のある階ごとに設けること ・要介護者が使用するのに適したものとすること																			
▶ 便所	・居室のある階ごとに居室に近接して設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること																			
▶ 医務室	・診療所とすること ・入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること																			
▶ 食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすること可 ・必要な備品を備えること																			
▶ 廊下幅	・1.8メートル以上。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上																			
▶ その他	・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること ・設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するもの。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。																			

	省令が定める基準の内容	省令の条項	
参 酌 す べ き 基 準	ユニット型介護老人福祉施設		
	▶ 居室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人可 ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下 ・1の居室の床面積等は、次を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること 	
	▶ 共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること ・1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること ・必要な設備及び備品を備えること 	
	▶ 浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が入浴するのに適したものとすること 	
	▶ 洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること 	
	▶ 便所	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者が使用するのに適したものとすること ・居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること 	
	▶ 医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・診療所とすること ・入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること 	
	▶ 廊下幅	<ul style="list-style-type: none"> ・1.8メートル以上。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)として差し支えないもの 	
▶ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること ・設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 		

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	6. 運営に関する基準	
	◆ 内容及び手続きの説明及び同意 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第4条(第1項を除く。) ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ サービス困難時の対応 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第4条の3 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ 受験資格等の確認 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第5条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ 要介護認定の申請による援助 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第6条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ 入退所 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第7条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ サービス提供の記録 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕 ▶ 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の 種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険 者証に記載すること ▶ 介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際に は、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること	第8条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ 利用料の受領 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第9条 第41条
	◆ 保険給付のための請求のための証明書の交付 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第10条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	◆ 指定介護福祉サービスの取扱方針 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕 ※ユニット型介護老人福祉施設に特有 ▶ 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞ れの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うこと ▶ 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮 して行うこと	第11条(第4項及び第5項を除く。) 第42条(第6項及び第7項を除く。)
◆ 施設サービス計画の作成 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕	第12条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用	
◆ 介護 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕 ※ユニット型介護老人福祉施設に特有 ▶ 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に 応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援すること	第13条(第7項及び第8項を除く。) 第43条(第8項及び第9項を除く。)	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 食事 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>※ユニット型介護老人福祉施設に特有</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこと ▶ 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保すること 	<p>第14条 第44条</p>
	<p>◆ 相談及び援助 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第15条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 社会生活上の便宜の提供等 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第16条 第45条</p>
	<p>◆ 機能訓練 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第17条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 健康管理 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第18条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 入所者に関する市町村への通知 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第20条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 管理者の責務 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理者は、当該介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと ▶ 管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うもの 	<p>第22条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
<p>◆ 計画担当介護支援専門員の責務 〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる業務を行うもの <ul style="list-style-type: none"> ・入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること ・入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること ・その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと ・入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること ・苦情の内容等を記録すること ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること 	<p>第22条の2 ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 運営規程</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>※ユニット型介護老人福祉施設に特有 ▶ ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p>	第23条 第46条
	<p>◆ 勤務体制の確保等</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>※介護老人福祉施設に特有 ▶ 従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供すること。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	第24条 第47条
	<p>◆ 定員の遵守</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第25条 第48条
	<p>◆ 非常災害対策</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第26条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	<p>◆ 衛生管理等</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと ▶ 当該介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること ・当該介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること ・当該介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること ・当該介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること ・上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと</p>	第27条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	<p>◆ 協力病院等</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第28条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	<p>◆ 掲示</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第29条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	<p>◆ 広告</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第31条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用
	<p>◆ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	第32条 ユニット型介護老人福祉施設へ準用

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<p>◆ 苦情処理</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第33項</p> <p>ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 地域との連携等</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第34条</p> <p>ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 会計の区分</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p>	<p>第36条</p> <p>ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>
	<p>◆ 記録の整備</p> <p>〔 介護老人福祉施設、ユニット型介護老人福祉施設 〕</p> <p>▶ 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備すること</p> <p>▶ 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>第37条</p> <p>ユニット型介護老人福祉施設へ準用</p>